証券コード　6172
（発信日）2023年３月15日
（電子提供措置開始日）2023年３月９日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社メタップス
代表取締役社長　山﨑祐一郎

# 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会の招集に際しては、法令及び当社定款第14条の定めにより、株主総会参考書類等の内容である情報（以下「電子提供措置事項」といいます。）について電子提供措置を実施しており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第15回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.metaps.com/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6172/teiji/

電子提供措置事項は、以上のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「メタップス」又は証券コード「6172」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

本年も、当社の定時株主総会は、法令及び当社定款第12条第２項並びに2021年６月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和３年法務省・経済産業省令第１号）」に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、末尾の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご確認ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年３月29日（水曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、議決権を有効にご行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード（500円分）を後日郵送にてお送りさせていただきます。

敬　具

記

**１．日　　時**　2023年３月30日（木曜日）午後３時
※総会当日は、午後２時30分頃からアクセスいただける予定です。
※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）において、あらためて日程等をご案内します。

**２．開催方法**　場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、末尾の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

**３．目的事項**

**報告事項**　１．第15期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

**第２号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
■事業報告の以下の事項
・「企業集団の現況」のうち「当事業年度の事業の状況」の一部、「直前３事業年度の財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団

の現況に関する重要な事項」に関する事項
・「会社の現況」のうち「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員の状況」の一部、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する基本方針」に関する事項
■連結計算書類の以下の事項
・連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表
■計算書類の以下の事項
・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
■監査報告
・連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）に掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）でお知らせします。
◎その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）で変更内容等をお知らせいたします。

## １．バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを軽減するため、本総会をバーチャルオンリー株主総会方式で開催することを決定いたしました。

バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことによって、会社法上、株主総会に「出席」したものとして取り扱われます。株主の皆様には、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただく場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご参照ください。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、書面又はインターネットにより事前に

議決権を行使いただくか、総会当日に当社指定の本総会専用のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

## ２．議決権行使について

書面又はインターネットによる事前の議決権行使のほか、総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本総会当日の議決権行使をご希望になられる株主様におかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご参照ください。

なお、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効とします。また、事前に議決権行使の上、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱います。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱います。

## ３．ご質問の方法について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問をいただくことができます。ご質問の方法は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトより、テキストにて本総会の目的事項に関する質問事項をご入力いただく形で行っていただきます。総会当日の質問の方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご参照ください。

ご質問につきましては、お一人様につき３問まで、１問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げることといたしますが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。同様の質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等については、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該質問等を採り上げないことや、採り上げる場合であっても送信されたテキストを省略又は要約する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの場合に加え

て、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

また、本総会の目的事項に関しまして、事前にご意見やコメント等をいただくこともできます。いただいたご意見やコメント等につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に本総会で採り上げた上で、ご説明をさせていただく予定です。事前のご意見やコメント等のご入力方法につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」及び電子提供措置事項をご参照ください。

なお、株主様から寄せられたご質問等については、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるものその他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）にて公開させていただく予定です。あわせてご参照ください。

**４．動議について**

本総会において動議がある場合、本総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行っていただきます。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し送信することや、明らかに不適法な動議を送信することその他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

**５．本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容**

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、総会当日の冒頭に、本総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

**６．本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容**

バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めております。議決権の行使をご希望の株主様のうち、同ウェブサイトからのご出席

が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨しております。議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、電話会議システム専用番号へ電話をおかけいただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。**電話会議システムのご利用には事前申込が必要となりますので、ご注意ください。**

電話会議システムを通じて参加いただく場合には、バーチャルオンリー株主総会の円滑な運営の観点から、議事進行を音声でお聴きいただくことはできますが、ご質問や動議の発出はできず、議決権を行使することもできないものとさせていただきます。議決権の行使をご希望になられる株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、昨年の定時株主総会では「視聴室」を設けておりましたが、ご希望やお問い合わせが全くなかったことを踏まえ、本総会においては**「視聴室」の設置を取り止めております。**あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【電話会議システムご利用のお申込方法】

FAXによりお申込みをお受けいたします。お申込みの際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、以下のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時～午後５時）にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、以下ご連絡日にお電話にて、詳細を連絡させていただきます。申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「ご希望内容（「電話会議システム利用希望」）」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

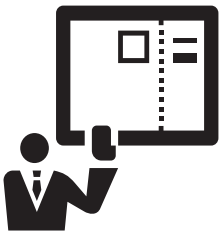
・受付期間　2023年３月16日（木）正午～2023年３月23日（木）午後６時
・FAX番号　03-5962-6451
・ご連絡日　2023年３月24日（金）午前10時～午後５時にお電話いたします。

## ７．代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただきますようお願いいたします。お手続方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」の「５．代理人による出席方法」をご参照ください。

## ８．議決権行使の御礼品について

議決権を有効にご行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード（500円分）を株主名簿登録のご住所に後日郵送させていただきます。



# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。併せて５頁の「２．議決権行使について」もご確認ください。



**書面（郵送）で**
**議決権を行使する方法**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

**行使期限**

2023年３月29日
（水曜日）
**午後７時到着分まで**



**インターネットで**
**議決権を行使する方法**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限**

2023年３月29日
（水曜日）
**午後７時入力完了分まで**



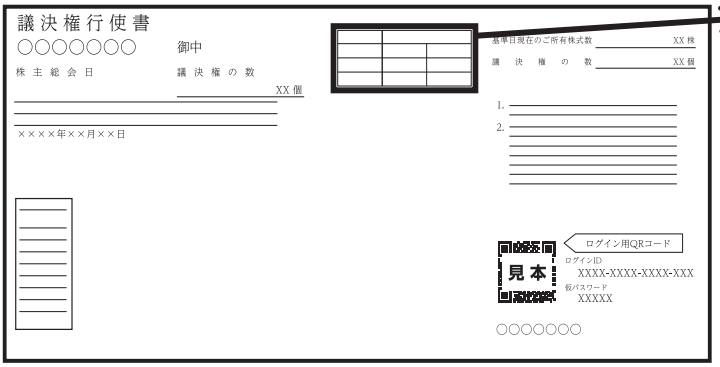
**バーチャルオンリー株主総会に**
**出席して議決権を行使する方法**

ログイン方法等のご案内をご参照の上、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

**株主総会開催日時**

2023年３月30日
（木曜日）
**午後３時**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内




こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第１・２号議案**

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

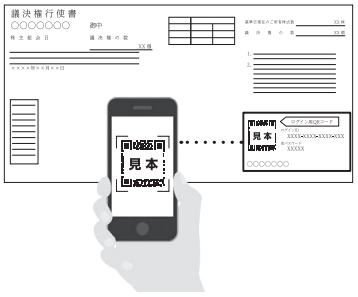
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

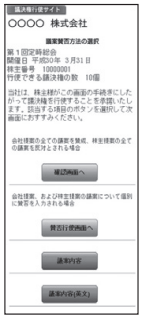
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。




**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

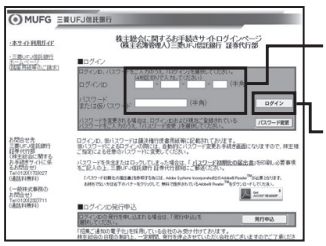
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

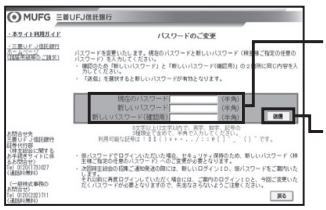
2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。




「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。




「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

# 事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

①　設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は125百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

②　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

③　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

Mafin Inc.は、当社グループの保有する同社株式のすべてを譲渡したため、2022年６月10日付で連結の範囲から除外しております。

Metaps Plus Inc.は、解散したため2022年12月23日付で連結の範囲から除外しております。

### (2) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 所　在　地 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|---|
| 株式会社メタップスペイメント | 東京都港区 | 1,134百万円 | 80.00% | ファイナンス事業 |
| 株式会社メタップスワン | 東京都渋谷区 | 100百万円 | 100.00% | マーケティング事業 |

(注) 1．Metaps Plus Inc.は、2022年12月23日付で解散したため、重要な子会社から除外いたしました。

2．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## ２．会社の現況

### (1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 山崎祐一郎 | 株式会社メタップスペイメント<br>代表取締役社長<br>株式会社メタップスワン取締役 |
| 取締役 | 和田洋一 | 株式会社メタップスペイメント<br>取締役<br>ワンダープラネット株式会社<br>社外取締役<br>株式会社マイネット社外取締役<br>株式会社オープンアップグループ社外取締役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | ロウ・フェイ | DXHUB株式会社非常勤取締役<br>株式会社Linc最高戦略責任者 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 小笹文 | 合同会社カラフル代表社員 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 佐野綾子 | あや総合法律事務所代表<br>株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役 |

（注）１．取締役（監査等委員）小笹文氏及び佐野綾子氏は、社外取締役であります。

２．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

３．当社は小笹文氏及び佐野綾子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

４．当社と取締役（監査等委員）であるロウ・フェイ氏、小笹文氏及び佐野綾子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

５．当社は、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を山崎祐一郎氏、和田洋一氏、ロウ・フェイ氏、小笹文氏、佐野綾子氏と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第１号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第２号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとし

ております。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役(監査等委員含む)、執行役員及び子会社の取締役、監査役、執行役員が当該保険契約の被保険者に含まれます。

②保険契約の内容の概要

個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用について、当該保険契約により補填されます。なお、保険料は全額当社負担となっております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 2名<br>（－） | 42百万円<br>（－百万円） |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3<br>（2） | 15百万円<br>（10百万円） |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | 5<br>（2） | 57百万円<br>（10百万円） |

（注）1．取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみです。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以内）と決議いただいております。また監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の人数は６名（うち社外取締役３名）であります。

4．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を報酬諮問委員会が作成し、その諮問内容を尊重して2021年２月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

（2）決定方針の内容の概要

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域の規模・責任に応じた適正水準とすることを方針とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で外部専門機関の客観的な報酬調査データを参考に役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。監査等委員である取締役の報酬等に関して

は、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成し、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会で業務の分担等を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

（3）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額については、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも踏まえ、報酬諮問委員会の諮問に基づき、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、業務の分担等を勘案して監査等委員会で決定する。

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | やまざきゆういちろう<br>山　﨑　祐一郎<br>（1981年10月18日） | 2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社<br>2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社<br>2011年４月　当社取締役就任<br>2016年４月　ペイデザイン株式会社（現株式会社メタップスペイメント）取締役就任<br>2016年11月　当社取締役副社長就任<br>2018年11月　当社代表取締役社長就任（現任）<br>2021年３月　株式会社メタップスワン取締役就任（現任）<br>2022年８月　株式会社メタップスペイメント代表取締役社長就任（現任） | 406,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | わだよういち<br>和田洋一<br>(1959年５月28日) | 1984年４月　野村證券株式会社入社<br>2000年４月　株式会社スクウェア入社<br>2001年12月　同社代表取締役社長就任<br>2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス（現　株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）代表取締役社長就任<br>2015年５月　当社社外取締役就任<br>2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任）<br>2016年11月　当社取締役会長就任<br>2016年12月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント）取締役就任（現任）<br>2017年11月　当社取締役就任（現任）<br>2018年３月　株式会社マイネット社外取締役就任（現任）<br>2021年９月　株式会社夢真ビーネックスグループ（現 株式会社オープンアップグループ）社外取締役就任（現任） | －株 |

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として経営の重要事項の決定を適切に行っており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

３．「所有する当社株式の数」については、2022年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

４．当社は、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を各取締役候補者と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第１号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第２号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合

は、当該補償契約を継続します。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。

**第２号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | ろう　ふぇい<br>ロウ・フェイ<br>（1979年12月20日） | 2005年４月　マッキンゼーカンパニー日本入社<br>2011年８月　ＤｅＮＡ中国入社<br>2013年６月　当社入社<br>2016年３月　ＤＸＨＵＢ株式会社（旧社名ジェーピーモバイル株式会社）非常勤取締役就任（現任）<br>2019年８月　株式会社Ｌｉｎｃ最高戦略責任者就任（現任）<br>2021年３月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） | 5,100株 |
| 2 | おざさ　あや<br>小笹　文<br>（1977年１月28日） | 1999年４月　株式会社リクルート入社<br>2006年６月　グーグル株式会社入社<br>2009年６月　株式会社ナインスラッシュワン代表取締役社長就任<br>2011年３月　イベントレジスト株式会社最高業務執行責任者（ＣＯＯ）就任<br>2012年１月　イベントレジスト株式会社取締役最高業務執行責任者（ＣＯＯ）就任<br>2018年７月　合同会社カラフル代表社員就任（現任）<br>2021年３月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） | －株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | さの　あやこ<br>佐野　綾子<br>(1977年12月９日) | 2001年４月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社<br>2009年１月　東京西法律事務所（現弁護士法人ＴＮＬＡＷ）入所<br>2018年10月　東京地方裁判所民事調停官<br>2018年12月　あや総合法律事務所代表就任（現任）<br>2019年３月　株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役就任（現任）<br>2021年３月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） | －株 |

（注）　１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小笹文氏、佐野綾子氏は、社外取締役候補者であります。

３．(1) ロウ・フェイ氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手戦略コンサルティング会社における知見及び2013年の当社入社以来、グローバルでアプリ収益化事業に携わってきた経験と国際感覚をもとに、実務に適合した経営の監査、監督が期待できるためです。

(2) 小笹文氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、当社の経営に独立した立場から長期的観点にたった助言・監督が期待できるためです。

(3) 佐野綾子氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由及び期待される役割の概要

証券会社における実務経験や、弁護士として税務を含む幅広い知見を有しているほか、他の上場会社で社外取締役に就任されており、当社の経営に関し、客観的かつ長期的観点からの助言・監督が期待できるためです。

４．当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を各取締役候補者と締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、当該契約を継続します。

５．当社は、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を各取締役候補者と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第１号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第２号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、当該補償契約を継続します。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用 等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責 事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。

７．小笹文氏、佐野綾子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、選任が承認された場合は、小笹文氏、佐野綾子氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

８．「所有する当社株式の数」については、2022年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

# バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。また、同サイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

**※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。**

１．配信日時（総会日時）

2023年３月30日（木曜日）　午後３時～

※アクセス可能時間　午後２時30分頃からログインいただける予定です。

※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（https://www.metaps.com/）において、あらためて日程等をご案内します。

２．アクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/login/metaps-15

① 上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

３．当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

（１）　当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

（２）　当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

（３）　動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

４．事前のご意見・コメント等について

「２．アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、ライブ配信閲覧画面上部の「事前質問をする」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご意見・コメント等は、お一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

**［事前受付期間］2023年３月15日（水）午前０時～2023年３月29日（水）午後12時**

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※本総会の目的事項に関する内容であって、重複しないものを中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

５．代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様１名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒150-6190　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号　渋谷スクランブルスクエア
株式会社メタップス　株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2023年３月29日（水曜日）午後５時必着

注意事項

・書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使の上、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。

・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。

・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

・株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

・本総会をご視聴いただく際の接続料金や電子提供措置事項の閲覧に必要となる通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。

・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

・本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員を配信するためのものとなります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】
問い合せ先：03-6416-5287
（　受付日時：　2023年３月30日(木曜日) 午後２時～午後５時　）